

さくら斎場売店運営事業者選定委員会設置要領を次のように定める。

令和2年11月20日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

葬祭組合告示第9号

さくら斎場売店運営事業者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（以下、「組合」という。）がさくら斎場売店運営事業者を選定するにあたり、事業者からの応募内容を審査するさくら斎場売店運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、組合を組織する市町（佐倉市、四街道市、酒々井町）において、組合との連絡調整を所管する課の長、組合の事務局長及び次長の委員5人をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、さくら斎場売店運営事業者の選定に関する事項を処理する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、管理者が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。
- 5 委員長が欠けた場合又は委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、公示の日から施行する。